

国際比較可能性の 更なる向上に向けて

総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計管理官 津村晃

国際統計に関するワーキンググループ（第2回）

議 事 次 第

令和2年1月15日（水）13時30分～
中央合同庁舎第7号館西館
14階共用会議室（1414）

- 1 国際的な課題の情報共有
 - （1）SDG（持続可能な開発目標）指標を巡る最近の動向について
 - （2）国連統計委員会第51回会合への対応について
- 2 各府省等が出席した、又は出席予定の統計関係国際会議
- 3 その他

公的統計の整備に関する基本的な計画（抜粋）

3 国際比較可能性や統計相互の整合性の確保・向上

- グローバル化の進展は、資本や労働力などの経済活動にとどまらず、情報や文化などの社会の様々な面に影響を及ぼしており、施策上のニーズに応じて、その実態を的確に捉えることに加え、国際基準への寄与などを通じ、統計に関する国際比較可能性を向上させることが重要となっている。また、統計基準等の設定や見直しを適時・的確に行うことにより、統計相互の整合性・比較可能性の確保・向上を図ることは、統計の有用性の向上を目指す上でも重要であり、統計委員会を中心に、府省一体となった取組の強化が必要である。
- このため、国際通貨基金（IMF）が設定する「特別データ公表基準（以下「SDDS」という。）プラス」について、未対応の項目の公表を目指すとともに、国際連合が掲げる「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals。以下「SDGs」という。）のグローバル指標の対応拡大に取り組む。

S D D S (Special Data Dissemination Standard) プラスについて

- SDDSプラスは、IMFが定める経済・金融に関するデータをタイムリーに公表するための最高水準の公表基準である。我が国では、金融健全性指標や債務証券などの公表により参加条件（9項目中5項目の公表）を満たしたことで、平成28年（2016年）4月に参加したが、移行期間である5年以内に、対応未了であった4項目についても、過去5年分のデータを指定された形式で公表し、完全履行を達成する必要があるとされていた。
- 上記の4項目のうち3項目については既に公表しており、現在、関係府省等連携の下、残る1項目（四半期の一般政府収支（内閣府所管））の公表に向けた検討が進められている。

持続可能な開発目標（SDGs）とは

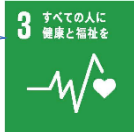
- 持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals = ^{エスディー・ジーズ}SDGs）とは、2015年9月に国連で採択された、先進国を含む2030年までの国際社会全体の開発目標であり、17のゴール（目標）と169のターゲットから構成されている。
- 「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むための目標を定めている。



SDGグローバル指標の位置付け

- 各分野の大目標として「ゴール」が17あり、それをより具体化するものとして「ターゲット」が169ある。^{エスディージー}SDGグローバル指標とはターゲットの進捗度を測定するものとして国連統計委員会で議論され、これによって、各国が自主的に、国主導でゴールとターゲットのフォローアップを行うこととされている。
- 総務省は、国連統計委員会の対応を担う立場から、SDGグローバル指標に関する国内における取りまとめを担当してきた。

各分野の大目標として17のゴールが存在



ゴール3

あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

各ターゲットの進捗度を測定するものとして「指標」が存在

ターゲット	指標
3.b 主に開発途上国に影響を及ぼす感染性及び非感染性疾患のワクチン及び医薬品の研究開発を支援する。また、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）及び公衆の健康に関するドーハ宣言に従い、安価な必須医薬品及びワクチンへのアクセスを提供する。同宣言は公衆衛生保護及び、特にすべての人々への医薬品のアクセス提供にかかわる「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）」の柔軟性に関する規定を最大限に行使する開発途上国の権利を確約したものである。	3.b.1 各国の国家計画に含まれる全てのワクチンによってカバーされている対象人口の割合
	3.b.2 薬学研究や基礎的保健部門への純ODAの合計値
	3.b.3 持続可能な水準で、関連必須医薬品コアセットが入手可能かつその価格が手頃である保健施設の割合
3.c 開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において保健財政及び保健人材の採用、能力開発・訓練及び定着を大幅に拡大させる	3.c.1 医療従事者の密度と分布
3.d すべての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。	3.d.1 国際保健規則（IHR）キャパシティと健康危機への備え
	3.d.2 選択抗菌薬耐性生物による血流感染の割合を減少させる

各ゴールをより具体的に書き下したものとして「ターゲット」が存在

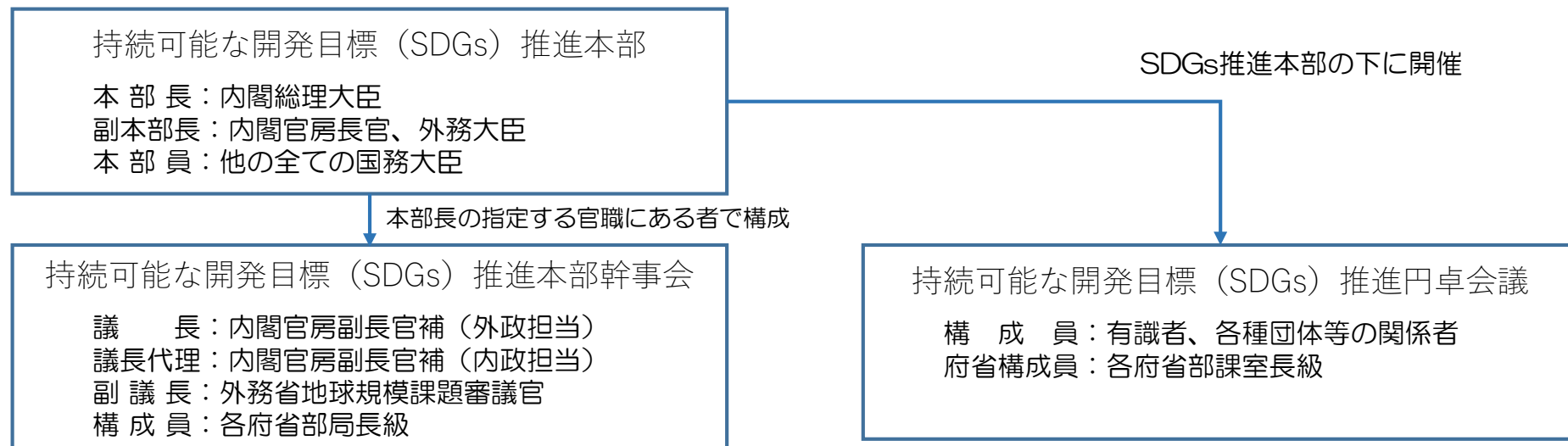
- 国際機関への報告（国際機関のウェブサイトへの掲載）及び国内のウェブサイトへの掲載を行う指標
- 作成方法の確定や値の算出の検討を継続する指標
- 国連によって公表された定義から我が国がターゲットの進捗の測定の対象外であると推測される指標等

SDGグローバル指標の作成経緯と見直し

- 2015年5月に設置されたIAEG-SDGs (Inter-agency and Expert Group on SDG Indicators)で実質的な議論を行い、その結果を2017年7月に国連統計委員会で合意し、経済社会理事会を経て国連総会で承認された。
- SDGグローバル指標は、国連統計委員会で毎年細かい見直しがなされるほか、2020年、2025年に包括的見直しをすることとされている。2020年の包括的見直しでは、14指標を差し替え、8指標について修正し、8指標を加え、6指標を削っている
(<https://unstats.un.org/unsd/statcom/51st-session/documents/2020-2-SDG-IAEG-E.pdf> 参照)。
- IAEG-SDGsは、地域を代表する27加盟国と統計委員会議長国とで構成され、国際機関はオブザーバーとなっている。ただし、具体的なメタデータは、担当国際機関 (custodian agency) が提案している。
- 我が国は昨年6月からIAEG-SDGsのメンバー国として議論に参加している。
- SDGグローバル指標のメタデータはIAEG-SDGsの議論を踏まえて国連統計部で公表している (<https://unstats.un.org/sdgs/metadata/>)。

我が国におけるSDGグローバル指標の位置づけ

- 持続可能な開発目標（SDGs）に係る施策の実施について、関係行政機関相互の緊密な連携を図り、総合的かつ効果的に推進するため、内閣に、持続可能な開発目標（SDGs）推進本部が設置されている（持続可能な開発目標（SDGs）推進本部の設置について（平成28年5月28日閣議決定））。
- 持続可能な開発のための2030アジェンダを実現するための政府の方針として、SDGs本部決定として「SDGs実施指針改定版」があり、「SDGsの達成度を的確に把握するため、データに基づくグローバル指標を活用し、進捗結果を国内外に適切な形で公表する。」とされている。
- 昨年8月8日に、外務省がSDGsの取組を一元的に掲載している「SDGsアクションプラットフォーム」 (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/statistics/index.html>) において、SDGグローバル指標の作成方法や算出値を初めて公表した。現在127指標を公表中。



今後のSDGグローバル指標の整備に向けた取組

- 本年3月に追加、差し替えがあった指標や、新たに定義づけられた指標について、各府省と連携し、本年中を目途にできる限り公表を行う。
- 本年8月に設置されたSDGs推進円卓会議SDGs進捗管理・モニタリング分科会において、今後公表可能な指標を拡大するため、国内指標が未整備のターゲット等について議論を行う。
- 地球観測データ等の既存のデータを有効的に利活用する観点から、総務省の「ビッグデータの利活用推進に関する産官学連携会議」において、指標の算出方法に係る検証作業を進める。